

新潟市水道局職員提案要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市水道局の業務改善について職員の自由な発想による提案を求めることにより、職員の業務改善に関する研究心を高め、もって業務効率の向上を図るため、これを実施するについて必要な事項を定めることを目的とする。

(提案の内容)

第2条 提案は、業務の改善に関する職員の創意による工夫、考案、及び意見等で建設的で具体性があり、且つ実行可能なものでなければならない。

(提案の資格者)

第3条 職員は、単独又は共同で提案することができる。

(提案の方法)

第4条 提案しようとする者は、別記様式による提案票に必要事項を記入し、必要があれば参考資料を添付の上、総務課長へ提出する。

(提案の受理)

第5条 総務課長は、提案を受理したときは提案整理簿に記載し、提案者にその旨を通知する。

(提案の審査)

第6条 提案の審査は、新潟市水道局業務改善委員会規程（昭和43年水道局管理規程第8号）に規定する新潟市水道局業務改善委員会（以下「委員会」という。）において行い、改善の効果、実現性、具体性等を考慮し、別に定める基準に従い審査するものとする。

2 審査は、提案者の所属名及び氏名を秘して行うものとする。

3 審査にあたって、必要と認める職員の意見を求めることができる。

(入賞及び実施の決定)

第7条 委員会は、管理者に審査結果を報告し入賞の可否及び実施について上申しなけれ

ばならない。

2 管理者は、審査結果を参考にして入賞の可否及び実施の決定をする。

(結果の通知)

第8条 総務課長は、入賞の可否及び実施の決定がなされたときは、その旨を提案者に通知しなければならない。

(提案の実施)

第9条 実施の決定がなされた提案を実施することとなる課長（技術管理室長及び事務所長を含む。以下同じ。）は、その提案を速やかに実施しなければならない。

2 前項の規定により提案を実施した課長は、その実施状況を総務課長に報告しなければならない。

(各所属長の責務)

第10条 各所属長は、職員提案制度の意義を十分認識し、所属職員に対してその意義の周知を図り、職員だれもがいつでも提案できる職場の雰囲気醸成するとともに、必要に応じて提案に対する指導、助言等を行い、職員が積極的に提案できるよう努めなければならない。

(褒賞)

第11条 管理者は、入賞した提案について、その提案者を褒賞する。

2 入賞しなかった提案であっても、研究及び努力が顕著であると認められる提案並びに後日実施された提案については、その提案者を褒賞することができる。

(実績褒賞)

第12条 課長は、その所管事項について所属職員が第4条の規定によらず当該課長に提案し、第2条の規定に該当する改善を行い適切な効果をあげたときは褒賞の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請があったときは、第6条の規定により委員会が審査し、入賞の可否について管理者に上申する。

(公表)

第13条 入賞した提案は、職員に公表するものとする。

附則

この要綱は、平成2年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。